

## 阪神高速E T Cポイントサービス規約

### (通則)

第1条 この規約は、阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する阪神高速E T Cポイントサービス（E T Cを利用して阪神高速道路の通行料金（以下「通行料金」といいます。）を支払う場合に、この規約に基づき当社が実施する各種サービス及びキャンペーン等（以下「各サービス」といいます。）で付与した阪神高速E T Cポイント（以下「ポイント」といいます。）の利用に関するサービス（以下「このサービス」といいます。）をいいます。）の利用について必要な事項を定めます。

### (適用範囲等)

第2条 このサービスは、この規約で定めるところにより、次の各号に掲げるカードのうち、当社に登録されたものを使用した通行料金の支払いについて利用することができます。

- 一. 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したE T Cカード
  - 二. 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び当社が共同で発行したE T Cパーソナルカード
- 2 各サービスへの申込み及び各サービスにおけるポイントの付与等の詳細については、各サービスの規約又は要項等（以下「各サービス規約」といいます。）において別途定めます。

### (利用登録の申込)

第3条 このサービスを利用しようとする方（以下「登録申込者」といいます。）は、この規約及び登録申込者が申込みをしようとする各サービス規約に定める事項を承諾の上、当該各サービス規約において定める当該各サービス利用のための登録の申込みを行ってください。当該各サービス利用のための登録の申込みをもってこのサービス利用のための登録（以下「ユーザー登録」といいます。）の申込みが行われたものとみなします。なお、既にユーザー登録をされている方が他の各サービス利用のための登録の申込みをされた場合は、当社はあらためてユーザー登録を実施しません。

- 2 登録申込者は、一のユーザー登録について、登録申込者本人又は登録申込者が所属する法人名義のE T Cカード（前条第1項各号に掲げるカードをいいます。以下同じです。）を1枚登録してください。ただし、一のユーザー登録に登録されたE T Cカードを、他のユーザー登録に登録することはできません。

- 3 登録申込者は、前項の規定により登録するE T Cカード（以下「登録カード」といいます。）、ユーザー登録された方を特定するための番号（以下「ポイントサービスID」といいます。）及びこの規約に規定する手続において本人確認が必要な場合に使用する暗証番号（以下「パスワード」といいます。）の不正使用その他の理由によるリスクの可能性並びに登録申込者に関する情報の安全の確保のため当社が講じる措置に同意の上、自らの判断と責任により各サービス利用のための登録の申込みを行ってください。
- 4 登録カードの利用可否は、登録カードを発行した者（以下「カード発行者」といいます。）の取扱いによるものとし、この規約に基づくユーザー登録は、阪神高速道路における当該登録カードの利用を保証するものではありません。

#### （ユーザー登録の実施）

---

- 第4条 当社は、前条第1項に規定する各サービス利用のための登録の申込みが行われた後、ユーザー登録を実施します。
- 2 当社は、前項のユーザー登録が完了した登録申込者（以下「登録者」といいます。）に対し、ポイントサービスID及びパスワード（以下「パスワード等」といいます。）を登録するためのURL、取得ポイント並びにポイントの利用開始日を電子メールにより通知します。ただし、電子メールを送信できなかった登録者には書面により通知する場合があります。なお、このサービスにおいて登録したパスワード等は、各サービス利用のための登録が完了した当該各サービスにおいて共通のものとなります。
  - 3 登録者は、前項の通知を受領したときは、速やかにパスワードを登録してください。
  - 4 登録者は、通知されたユーザー登録の内容を確認し、誤りがある場合には当社にインターネット又は電話で申し出てください。
  - 5 当社は、この規約に規定する手続のため本人確認が必要な場合には、当該確認の際に登録者が申し出たID又は登録者に関する情報と、あらかじめ設定若しくは登録されているID又は登録者に関する情報を一致させることにより行います。
  - 6 前条第3項の規定は、ユーザー登録の完了後においては、これらの規定中「登録申込者」とあるのを「登録者」と読み替えて適用します。

#### （ユーザー登録の拒否）

---

- 第5条 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合はユーザー登録を実施せず、登録申込者にその旨を通知します。
- 一. 各サービス規約において定める各サービス利用のための登録申込の内容に不備がある場合
  - 二. 第3条第2項の規定により登録しようとするE T Cカードが使用できないものとして、あらかじめカード発行者から指定されている場合

三. 前各号に規定するもののほか、ユーザー登録を拒否すべき特別の理由があると当社が認めた場合

(ポイントの利用等)

---

第6条 当社は、登録者が、第4条第2項の規定により通知するポイント付与額の利用開始日以降に、阪神高速道路の料金の徴収施設において、登録カードをETCシステム利用規程及び同実施細則に定める方法で使用した場合で、当該登録者に係るポイントの残高があるときは、ポイントの残高から通行料金を引き去ります。なお、このサービスにおいては、1ポイントにつき1円で換算します。

- 2 ポイント付与額は、ETCマイレージサービスにおける還元額（以下「マイレージ」といいます。）に優先して引き去ります。
- 3 一の阪神高速道路の利用において通行料金の額がポイントの残高を超えた場合、その超過した金額については、マイレージ、クレジットカード会社又は当社からの請求により支払うものとし、現金その他の支払手段により支払うことはできません。
- 4 第1項に規定する通行料金について他の割引が適用される場合は、割引後の通行料金の額をポイントの残高から引き去ります。
- 5 ポイントを利用する場合は、料金徴収公告に定める一般向けマイレージポイントサービスは適用されません。
- 6 ポイントは、未納金及び割増金その他通行料金以外の料金の支払いに利用することはできません。
- 7 ポイントは、事情の如何にかかわらず、第4条第2項の規定により通知するポイントの利用開始日前に遡って利用することはできません。
- 8 登録申込者又は登録者（以下「登録者等」といいます。）が、各サービスへの申込時又はこの規約に規定する手続の際に誤った登録等を行ったことに起因して、ポイントが利用できない又は誤って利用された場合については、当社は、事情の如何にかかわらず、ポイントを遡及して利用し、又は利用を訂正するなどの特別な措置を行いません。
- 9 異なるユーザー登録間において、ポイントを移動させることはできません。
- 10 ポイントは各サービスのポイント有効期限の満了をもって消滅します。
- 11 当社は、このサービスの適用状況の確認又はこのサービスに関する重要事項をお知らせするため、登録者等に連絡することがあります。

(残高の照会等)

---

第7条 登録者は、インターネットを利用して、ポイントの残高を確認することができます。

- 2 前項の残高は、第4条第2項の規定により通知する利用開始日以降のポイント及び前

条第1項の規定による阪神高速道路の通行に係るおおむね1時間前までの通行料金の支払いについて利用したポイントにより算出します。

- 3 前項の残高は、一旦表示又は案内した後に訂正されることがあります。
- 4 当社は、通行時にポイントの残高が不足した場合であっても、登録者にその旨を通知しません。
- 5 当社は、利用証明書その他の方法で通行料金の金額を表示又は案内する場合には、ポイントを利用している旨の表示及び案内をしません。

#### (利用明細)

---

第8条 登録者は、インターネットを利用して、各サービスのポイント有効期限から2ヶ月間、ポイントの利用明細を照会することができます。

- 2 前項の利用明細は、前条第2項に規定するポイントを表示します。
- 3 第1項の利用明細については、一旦表示又は案内した後に訂正されることがあります。

#### (利用停止等)

---

第9条 当社は、カード発行者から登録カードの利用停止の通知を受けた場合又は当社が必要と認めた場合は、登録者に通知することなく、当該登録カードに係るポイントの利用を停止します。

- 2 登録者は、登録カードの紛失又は盗難等のため登録カードが第三者に不正に利用されるおそれがある場合、インターネット又は電話を利用して、当社に当該登録カードに係るポイントの利用停止を申し出ることができます。この場合、当社は、本人確認を行った上、当該登録カードに係るポイントの利用を停止します。
- 3 当社は、第1項の規定による利用停止について、当社が適切と認める場合には、登録者に通知することなく利用停止を解除します。
- 4 登録者は、第2項の規定によるポイントの利用停止を解除しようとする場合には、所定の書面により当社に申し出てください。この場合、当社は、本人確認を行った上、ポイントの利用停止を解除します。
- 5 第2項の規定によるポイントの利用停止を当社が実施する以前に、第三者が登録カードを利用した等の事由により登録者が被った損害について、当社は一切の責任を負いません。

#### (登録カードの変更)

---

第10条 登録者は、登録カードの変更を希望する場合、インターネットを利用して、当社に登録カードの変更を申し出ることができます。この場合、当社は、本人確認を行つ

た上、変更後の登録カードが第3条第2項の要件を満たすE T Cカードである場合に限り、登録カードを変更します。ただし、一のIDについて登録されたE T Cカードを、他のIDに重複して登録することはできません。

- 2 当社は、前項の規定により登録カードの変更手続をした場合は、登録者に登録カードの変更を電子メールにより通知します。ただし、電子メールを送信できなかった登録者には書面により通知する場合があります。
- 3 前条第2項の規定によりポイントの利用を停止している登録カードを変更する場合にあっては、第1項の規定による登録カードの変更の申出をもって、前条第4項に規定するポイントの利用停止解除の申出があったものとみなし、登録カードの変更によりポイントの利用停止を解除します。
- 4 登録カードの変更については、第4条第4項及び第5条各号の規定を準用します。

#### (譲渡等の禁止)

第11条 登録者は、登録者の地位及びポイントを第三者に相続させ、若しくは譲渡し、共有し、貸借し、若しくは担保に供し、又はこのサービスを営利行為若しくは資金洗浄の手段として用いてはなりません。

#### (パスワード等の管理)

- 第12条 登録者は、パスワード等について、自己の責任により厳重に管理するとともに、第三者に教え、又は容易に漏洩するような方法で管理しないでください。
- 2 この規約に規定する手続において本人確認を行う場合を除き、当社が登録者からパスワードを聴取することはありません。
- 3 登録者は、パスワード等を忘失した場合は、インターネットを利用して本人確認を行った上で、再度パスワード等の登録を申し出ることができます。
- 4 当社は、前項の規定により登録者からパスワード等の登録の申出を受けたときは、パスワード等の変更日時を記載した電子メールをユーザー登録されている電子メールアドレスに送付します。
- 5 登録者は、インターネットを利用して、当社にパスワードの再登録を隨時申し出ることができます。この場合、当社は、本人の申出のとおりパスワードを変更します。

#### (ユーザー登録の失効)

第13条 第8条第1項に定める利用明細照会期間が終了した場合、直ちにユーザー登録は失効します。

- 2 登録者がE T Cシステム又はこのサービスの不正な利用を行ったことが判明した場合、

直ちにユーザー登録は失効し、以後の登録カードによる通行料金の支払いはマイレージ、クレジットカード会社又は当社からの請求により行われます。

- 3 前項の規定によりユーザー登録が失効した場合、当該ユーザー登録に登録されている登録カードのポイントの残高は消滅します。
- 4 第1項又は第2項の規定によりユーザー登録が失効した場合、このサービスを利用する各サービスの登録は同時に失効したものとみなします。

#### (ユーザー登録の解約)

---

第14条 登録者は、ユーザー登録の解約を希望する場合は、電話により当社に申し出てください。この場合、当社は、本人の申出のとおりユーザー登録を解約します。

- 2 登録者が死亡し、又は法人が解散等した場合、相続人又は清算人等（以下「相続人等」といいます。）は、電話により当社に申し出てください。この場合、当社は、事実関係を確認の上、ユーザー登録を解約します。
- 3 前2項の規定によりユーザー登録が解約された場合、当該ユーザー登録に登録されている登録カードのポイントの残高は消滅します。
- 4 ユーザー登録が解約された場合、このサービスを利用する各サービスへの登録も同時に解約されたものとみなします。

#### (ポイントの払戻し)

---

第15条 当社は、第13条の規定によりユーザー登録が失効した場合又は前条の規定によりユーザー登録を解約した場合を含め、事情の如何にかかわらず、ポイントの残高についての払戻しは一切行いません。

#### (登録事項の変更)

---

第16条 登録者は、次の各号のいずれかに変更があった場合は、直ちにインターネットを利用して変更の登録を行ってください。

- 一. 氏名又は法人名
- 二. 住所
- 三. 電話番号
- 四. 電子メールアドレス

2 第1項の登録事項変更の届出が行われなかつたために、当社から登録者への連絡又は書類の送達が遅延し、又は到着しなかつた場合は、通常到達すべき時点に到達したものとみなします。

3 登録事項の変更は、登録者が第1項の規定による変更手続が完了したときから有効と

します。この場合、当社は、登録事項の変更が完了した結果を登録者に電子メールにより通知します。ただし、電子メールを送信できなかった登録者には書面により通知する場合があります。

- 4 前項の変更手続の完了前に、登録事項について変更があったことにより生じた登録者の損害について、当社は一切の責任を負いません。
- 5 第1項の登録事項変更の届出があった場合、当該届出をもって各サービスにおける登録事項変更の届出があったものとみなします。
- 6 登録事項の変更については、第4条第4項、第5条第1号及び第3号の規定を準用します。

#### (通信費用等の負担)

---

第17条 このサービスの利用に関して必要となる登録者等に生じる一切の通信費用及び送付等の費用は、登録者等の負担とします。

#### (個人情報の取扱い)

---

第18条 当社は、当社が別に定める阪神高速ETCポイントサービスプライバシーポリシーに従い、登録者等の個人情報を適切に取り扱います。

#### (免責事項)

---

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合、当該事項に該当することにより登録者等又は第三者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

- 一. 災害、事変その他の不可抗力、通信機器、回線、電子計算機及び電話その他の通信手段の障害等又は書類送付上の事故その他の当社の責に帰することができない事由により、このサービスの利用が遅延し、又は不能となったとき
- 二. 登録者等が、この規約又は各サービス規約に規定する手続において登録した内容の誤りにより、このサービスの利用が遅延し、又は不能となったとき
- 三. 当社の責に帰することができない書類送付上の事故又は電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、妨害等がなされたことにより、登録者等の氏名若しくは法人名、住所、電話番号、メールアドレス又はパスワード等が漏洩し、又は窃取されたとき
- 四. この規約で定める手続により本人確認を行う場合において、パスワード等に盗用その他の不正行為があったとき
- 五. 当社が、阪神高速道路の管理の必要上、ETCシステム又はETCカードの利用を制限し、若しくは停止したことにより、このサービスの利用が遅延し、又は不能とな

ったとき

- 六. 当社がシステム管理の必要上、このサービスの利用を制限し、若しくは停止したことにより、このサービスの利用が遅延し、又は不能となったとき
- 七. 第5条（第10条第4項及び第16条第6項の規定において準用する場合を含みます。）の規定によりユーザー登録がなされなかったとき
- 八. 第13条の規定によりユーザー登録が失効したとき

#### （準拠法）

---

第20条 この規約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されます。

#### （合意管轄裁判所）

---

第21条 登録者等は、当社との間でこの規約に係る紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

#### （サービスの終了）

---

第22条 当社は、第13条第1項又は第2項の規定により、すべての登録者のユーザー登録の失効をもってこのサービスを終了します。

2 前項に規定するこのサービスの終了により登録者等又は第三者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

#### （規約の変更）

---

第23条 当社は、この規約を予告なく変更することがあります。

2 前項の変更を行った場合、当社は、当該変更の内容を当社が運営するホームページに掲示する等の方法により周知します。

3 第1項の規定によるこの規約の変更の日以降は、変更後の規定が適用されるものとし、当該変更後の規定の適用により登録者等又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

#### （インターネット等における名称等）

---

第24条 このサービスは、インターネット、通知書、電話による応答等において、各サービスにおける名称（サービス名、事務局名等）等が使用されることがあります。この場合、登録者等においてこのサービスにおける名称等に読み替えてください。

(第三者への委託)

---

第25条 当社は、このサービスの運営等の全部又は一部を第三者に委託することがあります。

(サービスの重複)

---

第26条 当社は、この規約に基づく各サービスを重複して実施する場合は別途特約を定めます。

附 則

この規約は、平成29年10月2日から適用します。